

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年9月4日

宇土市長

光井 正昭

宇土市条例第29号

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例の一部を改正する条例

宇土市立幼稚園一時預かり保育条例（平成26年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「450円」を「490円」に、「11,300円」を「12,300円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の宇土市立幼稚園一時預かり保育条例第5条第2項の規定は、令和8年10月以後の利用に係る一時預かり保育料について適用し、同年9月までの利用に係る一時預かり保育料については、なお従前の例による。